

企画・制作=日本農業新聞 広告部

青色申告をはじめたい!
農家さま向け
会計ソフト

らくらく青色申告農業版 8,800円 (税込)

インボイス制度に対応

- ✓ 簿記の知識がなくても決算書がスムーズに作れる
- ✓ はじめての方、パソコン苦手な方も、使いやすい

まずは無料体験 /

らくらく農業版
株式会社 セーブ
0235-24-7388 aoshin.jp

〒997-0804 山形県鶴岡市斎藤川原字間々下 116-1

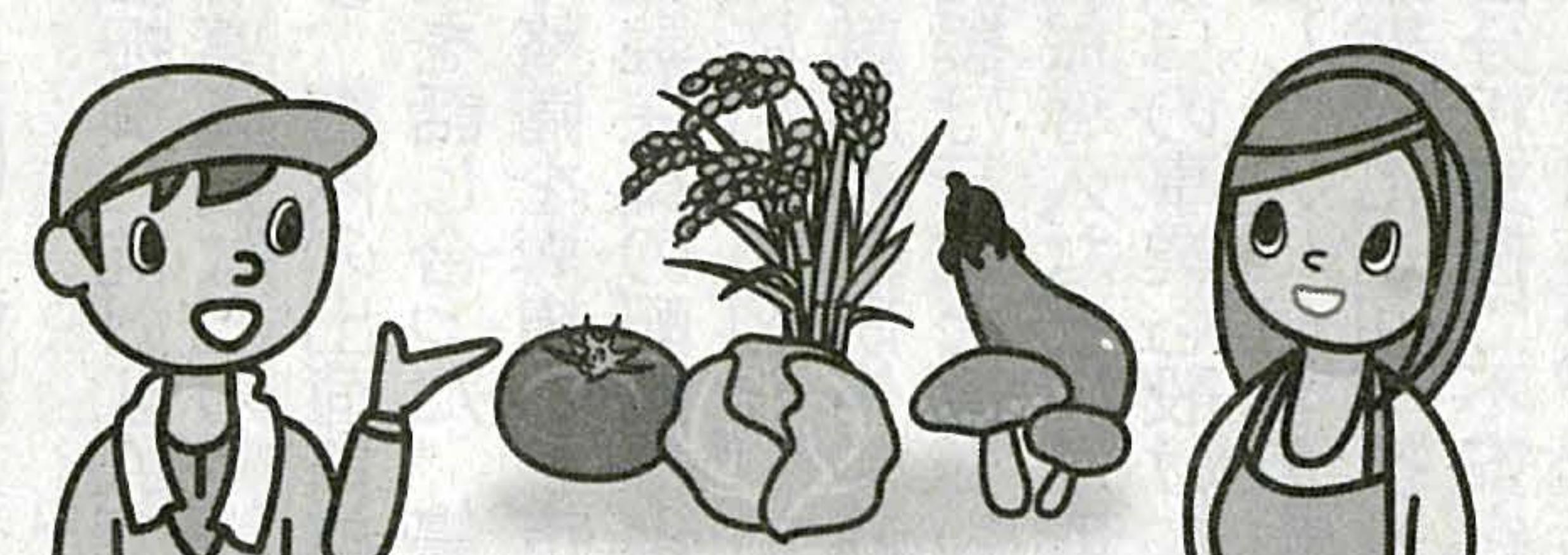


農業経営収入保険

収入保険は農業保険法に基づく農業者のセーフティネットです。公的な保険制度のため保険料などの50%、積立金の75%の国庫補助を受けられます。自然災害による収量減少や価格低下だけでなく、災害で作付不能、病気やけがで農作業ができないなど、農業者の経営努力では避けられないアクシデントによる収入減少全般が補償の対象です。近年、頻発する異常気象や農産物価格の下落にも備えることができます。

加入申請の際に青色申告の実績が1年分あれば加入できます。詳しくは最寄りの農業共済組合(NOSAI)へお問い合わせください。

全国農業共済組合連合会 監修



確定申告での注意点

令和4年分の確定申告での注意点

農業収入について

市場などの仕切書を販売方法ごとにそろえて漏れのないよう注意しましょう。軒先販売分、家事消費分、国などからの各種補助金(一部を除く)も売上計上します。

費用について

修繕費のうち価値を高めた耐久性を増す部分の支出は資本的支出として固定資産に計上します。固定資産などの購入は、使用する1組で10万円以上かつ使用可能期間1年以上のものは原則、減価償却の対象としますが、20万円未満のものは3年で均等償却可能ですし、青色申告の中小事業者の場合、取得価額30万円未満のものは全額(年300万円を限度)を経費計上可能です(令和4年4月1日以後に取得して、貸付の用に供した資産を除く)。固定資産税・水道光熱費・通信費などを

(木)から3月15日(水)までに、消費税の確定申告は3月31日(木)までに行うことになります。

本企画では農業所得を計算する上での注意点のほか、令和4年から施行された改正電子帳簿保存法の対応や、令和5年10月1日から実施されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)の準備などをランダムで解説してもらいました。

の清田幸弘先生に解説してもらいました。

区分	要件	令和2年1月以降
(1)	●損益計算書の作成 ●貸借対照表の作成	55万円
(2)	●(1)に加え、「①e-Taxによる電子申告」または「②電子帳簿保存の要件を満たしている(注)」のいずれかに該当	65万円
(3)	●損益計算書の作成 ●貸借対照表は不要(青色申告の簡易な方式)	10万円

(注)改正電子帳簿保存法による、「優良な電子帳簿」の要件(訂正・削除の履歴が残るシステムの使用など)を満たし、特例を受ける旨の届出書を法定申告期限内に提出することが要件となりました。

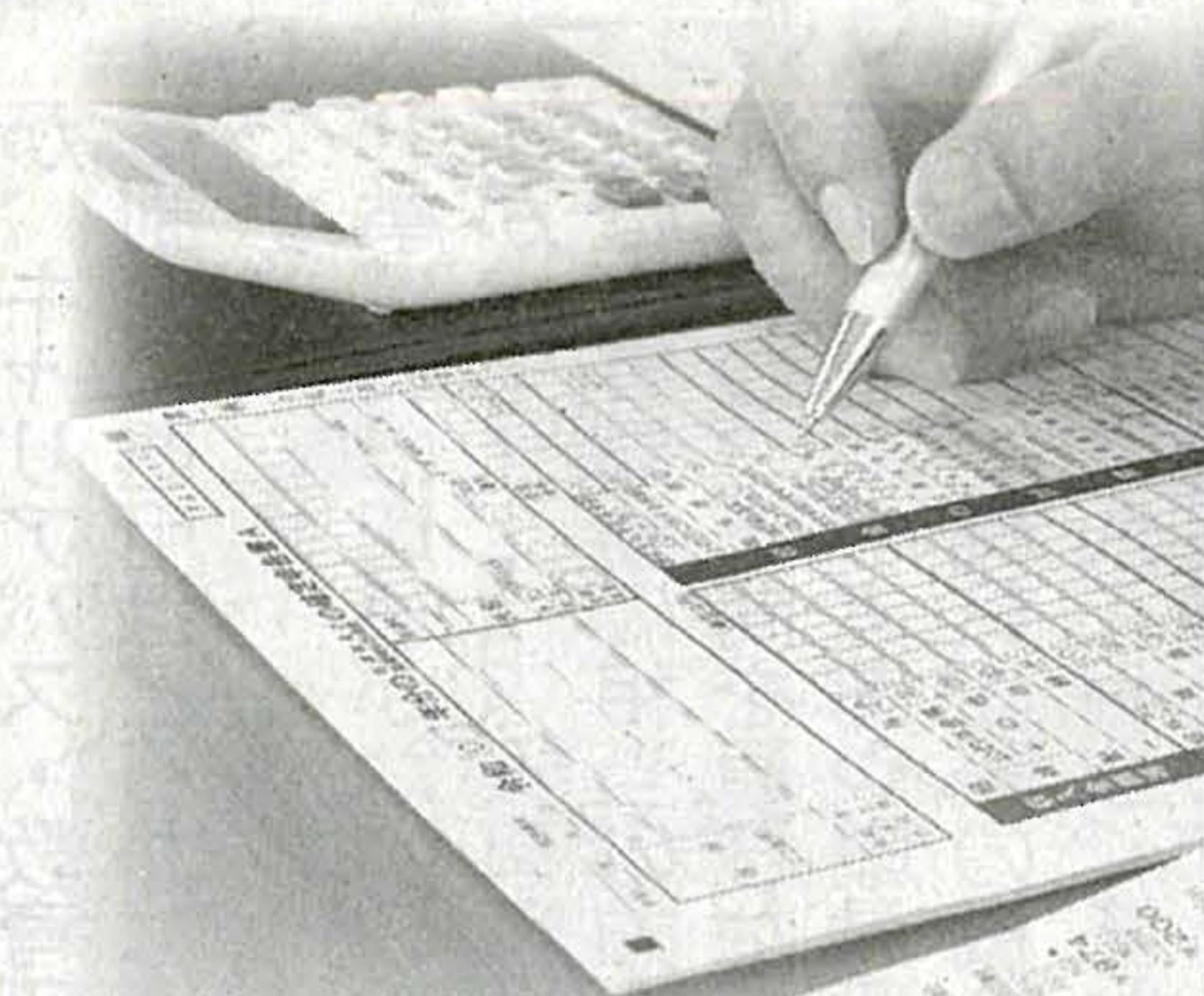
どは事業用部分のみが経費計上できます。

青色申告特別控除の改正

要件により左表の3種類がありますが、65万円控除の要件が一部改正されました。



電子帳簿保存法の対応と活用



農業者はJAや役所からの書類が多く保存場所に困ることも多いでしょうから、電子保存を活用されるのもよいでしょう。電子帳簿保存の特例は以下の3つに分けて考えましょう。

(1) 電子帳簿等保存(任意)

電子的に自己が作成した帳簿・書類(請求書・領収書など)の保存義務を原則の紙保存に代えて、データのまま保存できることの要件が緩和されました。届けが必要で、より厳しい要件と特典のある「優良な電子帳簿」制度もありますが、この2点を要件とし、届出なしで適用可能となりました(複数)。

(2) 認定登録(義務化)

JA直売所へ委託した免税事業者(簡易課税・免税)であると想定されますので、免税事業者も不利益になります。

(3) 電子取引保存(義務化)

メールなどで提供される請求書・領収書など(電子取引)については、次の①、②の要件などを満たした状態で電子データのまま保存することが全ての事業者に対して義務化されました(令和5年12月31日まで宥恕(ゆうじょ)期間)。

①タイムスタンプの付与、保存時刻と履歴が残るシステムで保存、または「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規定」(国

税庁HPでサンプルのダウンロード可能)を定めた上で運用。

②日付・金額・取引先の3項目により検索できること。

ただし基準期間(前々年)のデータを備え付けます。

③モニター、システムの操作説明書などを備え付ける。

④調査の際に税務職員による質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることができます。

この2点を要件とし、届出なしで適用可能となりました(複数)。

自分が課税事業者の場合

売上先の求めに備えて登録する方が多いでしょう。さらに本則課税者であれば自分が控除するために、経費などの支払

先が発行事業者かどうかを確認します。

多くの一般の消費者や小規模事業者(簡易課税・免税)であると考えられますので、必ずしも登録の必要はないでしょう。インボイスを求められたお客様の重要度が高い場合は検討してみま

式簿記に限る)。
(2)スキヤナ保存(任意)

紙で受領、または発行した領収書などは、

①タイムスタンプを付与してい

るか、保存時刻と履歴が残る

システムなどで保存。

②日付・金額・取引先により検索可能。これらの他、解像度などの要件を満たせばスキヤナで画像データとして保存し、保存後すぐに紙を廃棄してよいことになりました。

ナで画像データとして保存し、保存後すぐに紙を廃棄してよいことになりました。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)の準備

の売上が1000万円以下の企業(2)の要件は不要。

の際にダウンロードに応じる場合、(2)の要件は不要。

義務化されたのは(3)の電子

書を法定申告期限内に提出することが要件となりました。

今年一年間で整えていくとよいでしょう。

売上先の全てが簡易課税事業者、免税事業者、一般消費者の場合はインボイスが不要なので、登録する必要はないでしょう。

売上先の全てが簡易課税事業者、免税事業者、一般消費者の場合はインボイスが不要なので、登録する必要はないでしょう。

税額から仕入などに係る消費

税額を控除(この控除を「仕入税額控除」とい)以下、控除と

いう)した額を納付しますが、買手は、売手からインボイス(税額控除)とい)以下、控除と

で本則課税なら必要としま

す。取引条件の見直しや消

費税分の値引きを要求され

る可能性があります。」を確

認し、その取引先の売上の重

要度などを考慮して、登録

する可能性があります。」を確

認し、その取引先の売上の重

要度などを考慮して、登録